

議案第 4 3 号

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

機器	区分		単位	使用料
印刷機	用紙を持ち込む場合	白黒	10面	10
		カラー	10面	30
	備付けの用紙を使用する場合	白黒	1面	10
		カラー	1面	30
大判カラープリンター			1メートル	200

備考 単位未満の場合であっても、単位当たりの使用料の額を適用する。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。